

## 平成21事務年度 法人税等の調査事績の概要

国税庁はこのほど、平成21事務年度の法人税、法人消費税、源泉所得税の調査事績をまとめ発表しました。同庁では大口・悪質な不正計算が想定される事案に加え、社会・経済情勢の変化を踏まえつつ、無申告法人、海外取引法人、公益法人等をはじめとする波及効果の高い事案に取り組んだとしています。

### (1) 調査必要度の高い法人の調査結果

申告漏れ所得金額は対前年度比54.6%増の2兆493億円、追徴税額は3,799億円（対前年度比16.1%増）、調査1件当たりの申告漏れ所得金額は過去最高の1,474万100円（同61.8%増）でした。

消費税も、法人税との同時調査として追徴税額は614億円（同3.2%増）となっています。

### (2) 不正発見割合等の高い業種

法人税の不正発見割合の高い業種は、「バー・クラブ57.9%」「パチンコ48.7%」「廃棄物処理35%」の順になり、不正申告1件当たりの不正脱漏所得金額の大きな業種は、「水運9千6百万円」「精密機械器具卸売4千7百万円」「建売、土地売買4千6百万円」の順となっています。

### (3) 無申告法人に対する取組

事業を行っているにもかかわらず申告していない法人（稼動無申告法人）に対する調査等に重点的に取り組んだ結果、これらの法人に対し法人税について59億円、消費税について43億円の追徴課税を行いました。

### (4) 海外取引法人等に対する調査

資産の海外への移動に着目した資料情報の収集活用や租税条約に基づく情報交換制度の積極的な活用などにより深度ある調査が行われました。その結果海外取引に係る申告漏れ所得金額は約8千億円に上がった。なお現在、わが国が締結している租税条約は48（対象国は59ヵ国）であり、そのうち47の租税条約に情報交換規定が設けられています。

## ナマの税務相談室

**Q** 今日のご相談ですが、実は平成20年に亡くなった父の相続の申告をしていないのですが…。

**A** 税務署から申告するようにという書類が来ていませんか？

**Q** 私は次男でして、兄からそのような書類が来たということは聞いていません。でも、最近申告するようにという話が兄から来たのです。兄弟仲は特に悪くはないのですが、普段の音信は交わしていません。

**A** そうですか。お兄さんからそう言ってきたのなら、その書類税務署から来ていたのかも知れませんね。ところで、あなたの住んでいる住居とその隣にある戸建て貸家4軒は、すべてまだ亡くなったお父さんの名義のままですね。

**Q** そうです。他に大した額でもない預金が若干あり、名義変更もしております。至って暢気な兄弟です。

**A** 頂いた資料から概算で遺産の額を計算いたしますと、約1億円ですね。相続人が3人ですから基礎控除額が8千万円。そうすると相続税が少し発生しますね。

**Q** 死後3年も経過していますが、申告は必要ですか。

**A** 時効が完成していませんから申告は必要です。土地を相続人に名義変更しますと、その情報が税務署に連絡があります。その時相続税の申告をする義務があるのに無申告だと加算税や延滞税など余分の税金が課されます。まだ申告期限後3年を過ぎていませんから、急いでやれば小規模宅地の評価減の適用も受けられます。急がないと適用期限も徒過いたしますよ。

**Q** 知らぬことは不利益を自ら招くことになりますね。本日は有難うございました。早速急いで兄弟と連絡を取り、資料を整えます。

[参考] 租法69条4

## ナマの税務相談室